

新旧対照表

(条約等基本通達)

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>2 - 13 船員の厚生用物品に関する通関条約（昭和 43 年条約第 12 号）<br/> この条約に加盟している国は、別紙 5 のとおりであるが、加盟国から輸入される同条約第 4 条((港に停泊中の船内で使用される厚生用物品等の免税))及び第 5 条((厚生用施設における使用のため一時輸入される厚生用物品の免税))の規定に該当する船員の厚生用物品の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 同条約第 5 条の規定に該当する物品については、定率法第 17 条第 1 項第 11 号並びに輸徴法第 13 条第 1 項第 4 号及び第 3 項第 4 号の規定を適用して関税及び内国消費税を免除することとし、この場合における担保は原則として提供されることを要しない。ただし、同条約第 5 条の規定を留保している国（現在、フランス、アイルランド、ケニア、<u>ポルトガル</u>、スペイン、ウガンダ、<u>英國</u>、イタリア、<u>ギリシャ</u>の 9 か国）から輸入されるものについては、定率法施行令第 33 条の 3 ただし書の規定による相互条約により定率法第 17 条第 1 項第 11 号の規定は適用されないので留意する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>同条約第 5 条に該当する船員の厚生施設で、現在我が国に設置されており、船員の厚生物品について再輸出免税が適用されるものは、次のとおりである。</u></p> <p><u>デンマーク</u><br/> <u>横浜シーメンズクラブ</u><br/> <u>横浜市中区新港 2 丁目 1-1</u></p> <p><u>(注)</u> 上記のほか、船員の厚生施設には、現在同条約第 5 条の留保国である<u>英國</u>の施設 2 か所（横浜市及び神戸市所在）及び非加盟国である<u>アメリカ合衆国</u>の施設 1 か所（横浜市所在）がある。</p> | <p>2 - 13 船員の厚生用物品に関する通関条約（昭和 43 年条約第 12 号）<br/> この条約に加盟している国は、別紙 5 のとおりであるが、加盟国から輸入される同条約第 4 条((港に停泊中の船内で使用される厚生用物品等の免税))及び第 5 条((厚生用施設における使用のため一時輸入される厚生用物品の免税))の規定に該当する船員の厚生用物品の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) ~ (3) (同左)</p> <p>(4) 同条約第 5 条の規定に該当する物品については、定率法第 17 条第 1 項第 11 号並びに輸徴法第 13 条第 1 項第 4 号及び第 3 項第 4 号の規定を適用して関税及び内国消費税を免除することとし、この場合における担保は原則として提供されることを要しない。ただし、同条約第 5 条の規定を留保している国（現在、フランス、アイルランド、ケニア、<u>ニュー・ジーランド</u>、スペイン、ウガンダ、<u>連合王国</u>、イタリア、<u>ギリシャ</u>の 9 か国）から輸入されるものについては、定率法施行令第 33 条の 3 ただし書の規定による相互条約により定率法第 17 条第 1 項第 11 号の規定は適用されないので留意する。</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) <u>同条約第 5 条に該当する船員の厚生施設で、現在我が国に設置されており、船員の厚生物品について再輸出免税が適用されるものは次のとおりである。</u></p> <p><u>イノールウエー</u><br/> <u>ノールウエー政府船員社会厚生理事会横浜事務所</u><br/> <u>横浜市中区山下町 2</u><br/> <u>神戸ノールウエー・シーメンズ・ミツシヨン会館</u><br/> <u>神戸市中央区葺合町</u></p> <p><u>ロ デンマーク</u><br/> <u>横浜デンマーク船員協会</u><br/> <u>横浜市中区山下町 72</u></p> <p><u>(注)</u> 上記のほか、船員の厚生施設には、現在同条約第 5 条の留保国である<u>連合王国</u>の施設 2 か所（横浜市及び神戸市所在）及び非加盟国である<u>米国</u>の施設 1 か所（横浜市所在）がある。</p> |
| <p>4 - 1 日本国における英連邦戦死者墓地に関する協定（昭和 31 年条約第 14 号）<br/> この条約に基づき連邦墓地建設等のために連邦諸国（<u>英國</u>、カナダ、オーストラリア、<u>ニュージーランド</u>、南アフリカ共和国、インド及びパキスタンをい</p>   | <p>4 - 1 日本国における英連邦戦死者墓地に関する協定（昭和 31 年条約第 14 号）<br/> この条約に基づき連邦墓地建設等のために連邦諸国（<u>グレート・ブリテン</u>及び<u>北部アイルランド連合王国</u>、カナダ、オーストラリア、<u>ニュー・ジーランド</u>、</p>  |

新旧対照表

(条約等基本通達)

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>う。以下同じ。)から輸入される物品の取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>4 - 3 アジア生産性機構の特権及び免除に関する日本国政府とアジア生産性機構との間の協定（昭和42年条約第5号）</p> <p>この協定第4条第7項(b)(C)((アジア生産性機構（以下「機構」という。）が輸入する公用品についての関税の免除)、第6条第1項(e)((機構の加盟国の代表者に対して与えられる特権及び免除)、第7条第1項(f)((機構の職員に対して与えられる特権及び免除))及び第2項((機構の事務局長等に対して与えられる特権及び免除))並びに第8条第1項(d)((機構の専門家に対して与えられる特権及び免除))の取扱いについては、すべて前記2-8(国際連合の特権及び免除に関する条約)に規定するところに準ずる。</p> <p>なお、この協定に加盟している国は、<u>バングラデシ</u>、<u>フィジー</u>、香港、インド、インドネシア、イラン、日本、大韓民国、マレーシア、ネパール、パキスタン、フィリピン、<u>スリランカ</u>、シンガポール、タイ、台湾（未承認国）の16か国である。</p> | <p>南アフリカ連邦、インド及びパキスタンをいう。以下同じ。)から輸入される物品の取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>4 - 3 アジア生産性機構の特権及び免除に関する日本国政府とアジア生産性機構との間の協定（昭和42年条約第5号）</p> <p>この協定第4条第7項(b)(C)((アジア生産性機構（以下「機構」という。）が輸入する公用品についての関税の免除)、第6条第1項(e)((機構の加盟国の代表者に対して与えられる特権及び免除)、第7条第1項(f)((機構の職員に対して与えられる特権及び免除))及び第2項((機構の事務局長等に対して与えられる特権及び免除))並びに第8条第1項(d)((機構の専門家に対して与えられる特権及び免除))の取扱いについては、すべて前記2-8(国際連合の特権及び免除に関する条約)に規定するところに準ずる。</p> <p>なお、この協定に加盟している国は、<u>バングラデシ</u>、<u>フィジー</u>、香港、インド、インドネシア、イラン、日本、大韓民国、マレーシア、ネパール、パキスタン、フィリピン、<u>スリ・ランカ</u>、シンガポール、タイ、台湾（未承認国）の16か国である。</p> |